図書館教育の構想

人 保 良 夫

はじめに

に位置づけることは困難である。
ま書指導は国語科でも行われ、学校図書館においても行われてい
読書指導は国語科でも行われ、学校図書館においても行われてい
読書指導は国語科でも行われ、学校図書館においても行われてい
読書指導は国語科でも行われ、学校図書館においても行われてい
読書指導は国語科でも行われ、学校図書館においても行われてい
読書指導は国語科でも行われ、学校図書館においても行われてい

校図書館という枠を越えた図書館教育を構想していきたい。とないのでは、学校図書館の機能や意義を考察し、それによって、学学校図書館は目的を同じくする面をもちながら互いに協力していく学校図書館は目的を同じくする面をもちながら互いに協力していく学校図書館は目的を同じくする面をもちながら互いに協力していくとがないのが実状である。まして、他の教科と学校図書館の指導を通しての関係が稀薄であるのはいうまでもない。つまり国語科と一方また、国語科と学校図書館が緊密に連絡しながら学校全体と一方また、国語科と学校図書館が緊密に連絡しながら学校全体と

学校図書館存立の教育理念

いる。それは次のような事情による。 図書館は、昭和二十九年に制定された学校図書館は設けられてが制定される以前にも、実は多くの学校に学校図書館は設けられている。したがって新設校などにおいても、一定の図書館は、昭和二十九年に制定された学校図書館法によって、設置図書館は、昭和二十九年に制定された学校図書館法によって、設置図書館は、昭和二十九年に制定された学校図書館法によって、設置

学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立に先だって、昭和二十三年に出された文部省学校図書館法の成立と記述といる。

のであるという考えが示されている。全体主義の教育から個人主義の方向が示され、学校図書館の意義と役割が明示され、学校図書館は新述べ、さらに、「生徒の個性を伸張していく上に役立つ………中略述べ、さらに、「生徒の個性を伸張していく上に役立つ………中略述、個性の発達を促すものではない」と述べている。ととにることは、個性の発達を促すものではない」と述べている。ととにることは、個性の発達を促すものではない」と述べている。とにることは、個性の発達を促すものではない」と述べている。とにることは、個性の光達を促すものではない」と述べている。

に、学校図書館の手引」は、また次のように述べている。「学問において、教師から一つの問題に対して、ただ一つの解決しかいろいろな考え方や答えを提供する………中略………かりに教室の与えられないとするならば、生徒は自分自身でものごとを考えることを学ばないであろう。」

学校図書館法はとのような教育理念のもとに制定されたのである。という重大な使命を担って戦後の学校教育に登場したのである。を与えられる。学校図書館は、その生徒の自由な学習活動を支える動を促進するととによって、自分でものを考え、主体的に生きる力動を促進するととによって、自分でものを考え、主体的に生きる力生徒が固定した思想に閉じ込められないように、生徒に自由な活

二 学校図書館の教育的意義

学校図書館の機能は、図書をはじめあらゆる資料や情報を集め、

機関である。」と規定している。
となり、保存して生徒や教師に提供することである。つまり生徒や教師に利用されることによってはじめてその機能を発揮すると言えるのである。その意味で学校図書館の機能は受容的である。あるいるのである。その意味で学校図書館の機能は受容的である。あるいるのである。その意味で学校図書館の機能は受容的である。あるいるのである。その意味で学校図書館の機能は受容的である。あるいるのである。その意味で学校図書館の機能は受容的である。あるいるのである。その意味で学校図書館の機能を発揮すると言え数師に利用されることによってはじめてその機能を発揮すると言え数師に利用されることによってはじかである。

て、社会的、民主的生活態度を経験させる。」

吉指導によって読書の習慣づけ、生活化を教え、図書館利用を通し書指導によって読書の習慣づけ、生活化を教え、図書館利用を通して問題解決のために図書館を有効に利用する方法を会得させ、読館は指導機関である。」と規定して次のように述べている。

「図書館基準」では、また学校図書館の機能として、「学校図書

たり、発展的学習において、問題解決を図ることを通して、主体的をり、発展的学習において、問題解決を図った。自ら学び方を学ぶという極めて積極的な機能を学校図書館に期待習慣づけを指導するという極めて積極的な機能を学校図書館に期待でしているのである。そして、この機能を発揮することによって、生徒の人間形成に貢献することができる。換言すれば、生徒は学校図書館の資料を使って自主的に学習したり、読書活動を営むことによって、生の資料の利用の方法を教え、資料の活用を促すとともに、読書のそり、発展的学習において、問題解決を図ることを通して、主体的にり、発展的学習において、問題解決を図ることを通して、主体的にり、発展的学習において、問題解決を図ることを通して、主体的という。

培い、創造性に富んだ人間の育成に資するのである。読書の習慣化を図ることによって、思考力や想像力を養い、情操を・積極的な生活習慣が養われる。さらに、生徒の読書活動を推進し、

のである。 人間形成に貢献する点に図書館教育を成立させる根拠が求められるとのように学校図書館がその機能を発揮することによって生徒の

三 図書館教育の構想

図書館教育の考え方

区対する展望を欠いていた。

「対する展望を欠いていた。

はないのである。
はないのである。
はないのである。
くこで与えられた知識や技術が生徒に生かされるという保証ある。そこで与えられた知識や技術が生徒に関する知識や技術を教え、その活用や応用については他に委ねられることになるのでを教え、その活用や応用については他に委ねられることになるのでを教え、その活用や応用については他に委ねられることになるのでを表え、その活用や応用については他に委ねられるという保証はないのである。

他の教育活動の場、つまり教科指導やホームルーム指導やその他

でまったのである。 とまったのである。 が与えられなければ、知識や技術を身につけた意味はないし、またが与えられなければ、知識や技術を身につけた意味はないし、またがあれて、学校図書館は学校の中で孤立 書館教育と言われるものは、学校図書館が独自に基礎的、一般的な 本当に知識や技術が自分のものにならないであろう。これまでの図本当に知識や技術が自分のものにならないであろう。これまでの図本当に知識や技術が自分のものにならないである。

ことが肝要であろう。 教師が教育の原点に立って、学校図書館の教育的意義を再認識する 学習活動の中核として全校をあげて活用されるためには、すべての 関」となるよう努めることを指示している。しかし、学校図書館が 活用するのではなく、意図的、計画的に学習指導に組み入れること じめとするすべての学習指導の過程で行われるという観点に立つの 標達成に学校図書館は貢献できるのである。そして、図書館教育の ように教科指導やその他の指導がなされるとき、これらの教育の目 れの能力を伸ばすことである。学校図書館のもつ機能が発揮される である。学校図書館基準では、「学校図書館が学習活動の中心的機 である。それは教師の思いつきや、偶発的、単発的に学校図書館を 新しい構想は、単に学校図書館の行う指導ではなく、教科指導をは であり、主体的意欲的な人間の育成であり、個性を伸ばし、それぞ である。それは、思考力と想像力に富んだ豊かな人間性を養うこと 書館のもつ教育的意義が教育の真理(普遍的目標)と一致するから それではなぜ図書館教育を改めて構想するのかといえば、学校図

口 図書館教育の内容と実施

あることからも、この二つの分野に分けるのが適当であろう。得させ、読書指導によって読書の習慣づけ、生活化を教え……」と四年)には、「問題解決のために図書館を有効に利用する方法を会四年)には、「問題解決のために図書館を有効に利用する方法を会四年)には、「問題解決のために図書館を有効に利用指導と読書指図書館教育は何を指導するのかという点から、利用指導と読書指

されるのである。

《教科その他の指導の過程において実現、統約な指導だけでなく、各教科その他の指導の過程において実現技術を身につけさせるところに目標があるが、それは学校図書館の技術を身についての知識や

ると思う。

「思語科と学校図書館で行うものであるという観念が一般にあるが、国語科と学校図書館で行うものであるという観念が一般にあるが、国語科と学校図書館で行うものであるという観念が一般にあるが、国語科と学校図書館で行うものであるという観念が一般にあるが、

で変りはないのである。 本読むという見方からの相違などがこれである。いずれにしても資 観点に立った場合とで異るのである。資料の利用という見方と資料 を読むという見方からの相違などがこれである。いずれにしても資 を読むという見方からの相違などがこれである。いずれにしても資 を読むという見方からの相違などがこれである。いずれにしても資 を読むという見方からの相違などがこれである。いずれにしても資 を読むという見方からの相違などがこれである。いずれにしても資 を読むという見方と資料

新学習指導要領の総則編には、

「指導計画の作成等にあたって配

同心円として各教科でとの図書館教育、その他の教育活動のそれぞの計画的に利用することが要請される。」(高等学校学習指導要領の計画的に考えられる。西村三本が学習の態度を養うためにも、積極的に学校図書館が本来めざしている活動を十分にするためには、同川すればよいというような消極的なあり方であってはならない。自主的学習の態度を養うためにも、積極的に学校図書館の活用を組織的計画的に考えることが要請される。」(高等学校学習指導要領の展開)

「学校図書館が本来めざしている活動を十分にするためには、司事的学習の態度を養うためにも、積極的に学校図書館の活用を組織的計画的に考えることが要請される。」(高等学校学習指導要領の計画的に対している。この「計画的に利用すること」と示されている。この「計画的に利用することが関連を表示されている。この「計画的に利用することが関連を表示されている。この「計画的に利用することが関連を表示されている。この「計画的に利用することが関連を表示されている。

いるのは司書教諭である。
り、その他の教育活動の担当者である。もちろんその実施の中核にり、その他の教育活動の担当者である。もちろんその実施の中核に図書館教育の担当者は学校図書館教師であり、各教科担当教師であ図書館教育が考えられなければならない。したがって、れにおける図書館教育が考えられなければならない。したがって、同心円として各教科でとの図書館教育、その他の教育活動のそれぞ

育を学校全体のものとして組織的・計画的に推進していくためには論の発令されている学校は極めて少ないのが実状である。図書館教作を重要視しているものと考えられる。しかし教育現場では司書教育は各県教育委員会に司書教諭の発令を通達で出している。これは名県教育委員会に司書教諭の発令を通達で出している。これは名は各県教育委員会に司書教諭の発令を通達で出している。これは名は各県教育委員会に司書教諭の発令を通達で出している。文部省は各県教育委員会に司書教諭の発令を通達で出していると、教科及びその他の学習指導容の計画実施するのはもちろんのこと、教科及びその他の学習指導容の計画実施するのはもちろんのこと、教科及びその他の学習指導容の計画実施するのはもいる。

司書教諭の存在は欠かせない条件である。

利用指導

って二つに分けられる。 図書館教育の領域の一つである利用指導は生徒の学習の過程によ

学校図書館や図書など資料の利用に関する、基礎的一般的 な知識や技術の指導

これは主として学校図書館が行うことになる。 教科学習やその他の学習の過程において、自主的又は発展 的学習の場で学校図書館の資料の活用を通して行われる指

これは主として教科担当やその他の学習指導の担当者によって行

として次のように考えられる。 1の学校図書館が行う利用指導の基礎的一般的な指導内容は一例

内容の一例

学校図書館のしくみと働き

(1)学校図書館の役割

①高校生活と学校図書館

②学校図書館の働き ③学校図書館のしくみ

(2)現代社会と図書館 ④本校の学校図書館

①図書館の歴史と文化の継承

②各種図書館のしくみと働き ③情報化社会と図書館

④生涯教育 (学習) と図書館

資料の検索

(2)学習活動と資料の利用

①図書の分類

②図書の配架

(4)目録の活用

②目録の内容

③目録の利用

(1)図書資料の活用 資料の利用

②学習と図書資料

①新聞・雑誌の活用

29 1)参考書目のつくり方 情報の処理とその組織化

②インフォーメーションファイル資料の活用

(3)資料の分類と配列 (1)資料の種類と収集

(2)ノート・カードのとり方

(3)レポート・論文の書き方

1)読書による人間形成五 高校生活と読書

(2)読書の目的と図書の選択

(3)読書生活の確立

るものを作成することが必要である。 肉づけは各学校図書館の担当者が研究して、それぞれの学校に適す。 これは指導内容を整理してまとめたものである。具体的な内容の

て身につくものではない。2の教科学習の場やその他の学習の場でなければならない。その場合、資料の提供担当者である司書教諭なければならない。その場合、資料の提供担当者である司書教諭なければならない。その場合、資料の提供担当者である司書教諭なければならない。その場合、資料の提供担当者である司書教諭なければならない。その場合、資料の提供担当者である司書教諭を対ればならない。その場合、資料の提供担当者である司書教諭の学校図書館係教師)の協力と助言が必要であるの内容を一通り学習しての内容からも分るように、生徒がこれらの内容を一通り学習しての内容からも分るように、生徒がこれらの内容を一通り学習していてとである。教科以外の教育活動においても同じである。

1 読書指導

(1)読書指導の意義

いくことができる。あるいはまた未知の世界を知り、自己の生活体を認めるがらである。読書によって自己の世界を拡張し、深化して読書指導が必要であるのは、読書それ自体の中に自己教育の側面

影響を大きく受けていることは注目に値するであろう。 影響を大きく受けていることは注目に値するであろう。 影響を大きく受けていることは注目に値するであろう。 影響を大きく受けていることは注目に値するであろう。 影響を大きく受けていることは注目に値するであろう。

ままに表現するのではなく、一個の概念として表現するのである」
枝誠記氏によれば、「言語は絵画のように、個物を個物としてその
とばによる表現はものを抽象化して表わすところに特徴がある。時
とばによる表現はものを抽象化して表わすととろに特徴がある。
に 読書によって、思考力と想像力が發われるということである。

業である。 東をかえせばことばによる表現の理解は、抽象から具体に具体的に意味内容(思想)をつくりあげていくのが読むという作するということである。ことばの抽象的な表現によって、自分の中言語は概念として表現するということは、ことばは抽象的に表現

(国語教育の方法) と説明される。

(株力を深めるという意味で、自己教育を行うものであると言えよう。 (株力を深めるという意味で、自己教育を行うものであると言えよう。 なる内容(思想)をつくり出していくことである。またわれわれは 文学作品を読むとき、自由にイメージを造りながら楽しんでいく。 さのように読書は、自己の世界を無限に拡大していく面と、読書 このように読書は、自己の世界を無限に拡大していく面と、読書 という行為そのものの中にある特性によって、具体的な世 思考とはこの抽象的な表現媒材であることによって成立すると言えよう。

窓欲をもつ。2読んで理解する。3読み味わう。4読んで考える。読書をその行為の過程からみると、次のようになる。1読書への2読書指導の内容

さる。 これを読書指導にあてはめると、次の五項目に区分することがで 5次の読書へと向う。

1読書に対する誘発の指導 (動機づけ)

3読み味わうことの指導(鑑賞) 2読みとることの指導(読解)

4読書によって喚起された問題についての指導(批評)

5読書の習慣づけの指導 (読書生活)

したり、統計をとったり読書の指針となるようなリストを作ったり、典」(第一法規)では、これを読書導入活動と言っている。調査をめの指導であり、読書意欲を喚起する指導である。「学校図書館辞1の読書に対する誘発の指導は、生徒たちを読書に向かわせるた

ぶすることが必要である。
図書館案内をしたり、読書をテーマとした講演会を開いたりするの
図書館案内をしたり、

読書指導の基本に位置づけられよう。

読書指導の基本に位置づけられよう。

読書指導の基本に位置づけられよう。

読書指導の基本に位置づけられよう。

読書指導の基本に位置づけられよう。

読書指導の基本に位置づけられよう。

読書指導の基本に位置づけられよう。

読書指導の基本に位置づけられよう。

提言されている。 的であり、読解は手段(方法)である」と認められて、次のように的であり、読解は手段(方法)である」と認められて、次のように野地潤家先生は読解指導と読書指導の関係について、「読書は目

形骸化を防がなくてはならない。(「国語教育」№一四七)
好め、さらにテキスト読みのみに閉じてもってしまう読書指導の整備に導を計画していくことが緊要である。同時に、読書環境の整備に、機能方法)を内包したものとして、読書行為(読書生活)の指(機能方法)を内包したものとして、読書行為(読書生活)の指続を計画と説解指導との関連を真に成立させるためには、読書

読解のための読書指導にならないためには国語科においては、教

切である。 材の中に読書指導を適切に位置づけて、計画的に指導することが大

んらかの問題や意欲を喚起する。」(国語教育学序説)と指摘されてものは、それだけで終るものではない。必ず読者その人の意識にな氏はかつて文学教育における鑑賞の回復を提起され、「鑑賞という書によって喚起された問題についての指導に発展していく。西尾実書の読み味わうことの指導は、いわゆる鑑賞指導であり、4の読

読書指導を軽視しているのではないであろう。 ちれる。具体的な記述から概括的、抽象的な表現に変っているが、られる。具体的な記述から概括的、抽象的な表現に変っているが、するものとして、「言語文化に対する関心を深め」という記述が見けられていた。新指導要領では、この事項が改められ、これに相当科の目標の一つとして「読書の態度と習慣を身につけさせる」と掲行の記書の習慣づけの指導は、従来学習指導要領において、国語

中に含まれることが多い。また場合によっては、指導の場の特性に中に含まれることが多い。また場合によっては、指導の場の特性に、進んで読書するとということの外に次のことが示されている。「国法当の「内容の取り扱い」に、②「読書力が高まるようにするとともし鑑賞する能力を高め、ものの見方、感じ方、考え方を深めるとともし鑑賞する能力を高め、ものの見方、感じ方、考え方を深めるとともし鑑賞する能力を高め、ものの見方、感じ方、考え方を深めるとともに、進んで読書することによっては、右にあげた「言語文化に対関する条項にはなく、国語科について、右にあげた「言語文化に対関する条項にはなく、国語科について、右にあげた「言語文化に対関する条項にはなく、国語科について、右にあげた「言語文化に対関する条項は学校図書館に学習指導要領においては、読書指導に関する条項は学校図書館に学習指導要領においては、読書指導に関する条項は学校図書館に

組織計画に基いて実施されることが要求される。 組織計画に基いて実施されることが要求される。 な科に関連する読書の指導はそれぞれの教科の学習指導の中ではじめて可能になる。また生徒の一人一人の興味や関心に即して個別的めて可能になる。また生徒の一人一人の興味や関心に即して個別的必不可能になる。また生徒の一人一人の興味や関心に即して個別的必要領では、読書指導の内容が限定されることも当然起ってくる。学習指

学校図書館と国語科との実践による。
次にあげるのは山口県立大嶺高等学校の読書指導の実際例である。

(3)読書指導の実際

新着図書の週間案内(クラスごとに図書委員が黒板を使って行活動の活発化を図る。主な内容は次の通りである。生徒と学校図書館を結びつけ、読書へ向かわせる手段として広報

う。

ラス単位でファイルしていく。) o新着図書リストの作成配布 (分類によって整理し、毎月一回ク

トした紹介文はとじ加えていく。 その紹介文を書き、クラスごとにホームルームで読む。プリン。新刊紹介(図書委員が毎週一回新刊図書の中から一冊を選び、

ノートの紹介・文芸作品及び読書感想文等を載せる。) 間・調査統計の実施と結果報告――や、教師の読書指導・読書ぶらり、を発行する。図書館行事――読書会・文化祭・読書週図書館報(学期毎に二回、年間六回図書委員による館報 ″らい

舎感想の書き方・読書ノートの作成等の指導をする。 生のための良害推薦・資料の利用・論文レポートの作成の仕方・読 「読書のしおり」(山口県学校図書館協議会編)を使用し、高校

学校図書館主催の読書会とホームルーム読書会を行う。

。学校図書館主催の読書会 学校の年間行事に組み入れて、年間六回実施する。参加者は全

校生徒の希望者及び図書館係と国語科教師、その他校長及びそ 山に意見を述べあう。昭和四十七年に始めて四十二回を数えて の他の教師の参加もある。予め選定した図書を読んできて、自

ホームルーム読書会

等のテーマによる指導を行う。読書会は集団読書用図書(学校 年三回のホームルーム読書会と「わたしの読書」「読書と人生」 凶害館に各四十五冊ずつ十六種類備えている)を使用して行う。 ホームルームの年間指導計画の中に読書指導を組み入れている。

4 読書調査

年間二回次の調査を行う。

。学校図書館の利用と読書調査 毎年七月に全校生徒に実施し、調査結果を図書委員会でまとめ、

印刷してクラス及び教職員に配布する。調査内容は、図書館利 **川に関するものが六項目、読書に関するものが十二項目である。**

明治以降の代表的作品、日本文学百編、外国文学五十編をあげ

。作品別読書調査

る。この調査は毎年読書週間に実施する。 結果は図書委員会でまとめて印刷しクラス及び教職員に配布す て、それが高校生にどの程度読まれているかを調査する。調査

書週間における展示との二回が計画される。その他随時行うことが 図書館展示は、学校行事としては文化祭における図書館展示、読 5図書館展示

ある。

。文化祭における展示 昭和五十二年度の内容を示す。

A「図書館の利用と読書」の調査結果

B「芥川竜之介」展

C文学の旅展

D文学クイズ

E読書感想文優秀作品展

o 読書過間における展示

A読書及び図書館に関する標語展

昭和五十二年度の内容を示す。

B教師及び生徒の「わたしの薦める本」の紹介展

C一よく読まれている本」のベストテン

6読書感想文の指導

告感想文コンクールを実施し、優秀作品を読書感想文集としてまと 7読書ノートの指導 読書感想文の指導は国語科及び学校図書館で行う。年一回校内読 クラスに配布する。

度ないし二度提出させ、教師の感想批評をつけて返す。 **読書ノートの指導は国語科で行う。現代国語の担当者が**

念で呼ぶことのできるところまでは達していない。 運営規則も作成している。しかしなお図書館教育という包括的な概 図書館の資料の収集・整理・提供に関する研究も積み、整理基準や 指導を組み入れてきた。もちろんそれを支えるものとしての、学校 が一体となって読書環境を整備し、学校行事の中に読書指導や利用 がら、指導の内容を拡大してきたものである。国語科と学校図書館 以上は大嶺高等学校において、昭和四十六年度より実践を重ねな

ことを組織的に計画するところまでいっていない。また国語科以外 の教科指導において、図書館教育は組織化されていない。 例えば、国語科では、取り扱う教材の中で読書指導を位置づける

ての学習指導や教育活動が学校図書と有機的に結合することによっ 心として全方円的に実施される教育であり、学校全体で組織的計画 的に実施されることによって成り立つものである。学校における全 図書館教育は学校図書館が行う指導のみでなく、学校図書館を中 図書館教育は実現される。

お IJ

的に組織化され計画されなければならない、というのが本稿の結論 ある。それは教育の基本的な目標をめざすものであるが故に、全校 指導が学校図書館と有機的に結びつくことによって成立するもので 書館基準)であるという認識に立って、教科指導及びその他の学習 図書館教育は、学校図書館が「学習活動の中心的機関」(学校図

である。

ることが可能である。 校図書館に事務職員を置くように、学校図書館基準では示している。 けられている。また学校図書館基準には、学校図書館職員として、 業に対して根本的に考え直すことが大切である。画一的な一斉授業 間が設けられることになった。この時間の一部を図書館教育にあて **最後に時間が確保されなければならない。新学習指導要領では、** 供できるように準備がされていなければならない。そのために、学 務を掌らせるために司書教諭を置かなければならない。」と義務づ と教科書依存主義から脱却しなければならない。第二に、図書館 三に資料の充実と整備があげられる。生徒や教師の必要に応じて提 ある。学校図書館法の第五条に「学校には、学校図書館の専門的職 育を中心になって推進していく司書教諭の存在が欠かせない条件で 「ゆとりある学校生活」が方針として出されており、自由裁量の時 「学校図書館に司書教諭及び事務職員を置く。」と示している。第 最後にそれが実現されるための条件をあげてみたい。第一に、授 【山口県立山口高等学校教諭

教科書の発行に関する臨時措置法について学校図書館基準(文部省) (文部省)

。学校図書館の手引(文部省

「国語教育の方法」(時枝誠記)「国語教育」№一四七(明治図書)「国語教育」№一四七(明治図書)「国語教育」№一四七(明治図書)「国語教育」№一四七(明治図書)「高等学校学習指導要領の展開国語科編」(西尾等) (馬渕和夫外)

0 0 0 0 0